

そのとき学童保育は子どもたちの 安全・安心な居場所になったか

― 非常時の学童保育と新型コロナウイルス感染拡大防止対策 ―

植 木 信 一

ようやく県内の小学校や中学校等が通常授業になり子どもたちの姿を街で見かけることが多くなりました。ちなみに私の勤務する大学では、2020年度前期のすべての科目が非対面で開講されることになりました。学生は4月からいわゆるステイホームですので、「大学は休み」と思われがちですが、実際はほぼすべての科目が開講されています。授業は主にWeb上（パソコンの画面上）で実施されるため、教員は研究室等から配信し、学生はステイホームのまま自宅で授業を受けるのです。配信資料の準備は思いのほか大変な作業で参っています。学生のほうもレポート提出に追われているようです。このように突然の出来事に振り回

され、予期せぬ業務で多忙を極めている業種は多岐にわたるのではないのでしょうか。本稿のテーマでもある非常時の学童保育の場合はどうでしょうか。

1 小学校は休校だが学童保育は開ける

周知のとおり新型コロナウイルス（COVID-19）感染拡大防止対策として、小学校が3月初旬から一斉に臨時休校となりました。ところが、それに伴い、学童保育は逆に原則開所することになったのです。安倍首相が小学校の臨時休校を要請したことに合わせて、政府は学童保育の開所を都道府県に要請しています。しかし、そうした要請から学童保育の実施までにわずか数日間

しかなかったため、学童保育現場からマンパワー不足が懸念されました。なぜなら、学童保育を朝から開所することになったため、職員の配置が間に合わなかったからです。

そこで厚生労働省は、マンパワー不足に対応させるために、臨時休校した小学校の教員を「放課後児童支援員」（学童保育の指導員の正式名称）の代用として活用することを容認しました。加藤厚生労働大臣は、2020年3月1日の記者会見で「学童保育に通常以上に子どもが増えると密集することにもなりかねない。学校を活用し先生にも協力してもらいたい」と発言しています。

しかし、本来「放課後児童支援員」資格は、都道府県が実施する16科目24時間の専門的な研修を修了しなければ取得することのできない公的資格です。小学校や保育所の役割と学童保育の役割は異なることから、国は2015年から学童保育の公的資格を制度化しています。そもそも小学校の先生方も対策に追われて多忙だったはずです。今回のようなマンパワーの代用が果たして子どもたちの安全・安心を確保する有効な手段だったのかどうかについて後日の詳細な検討が必要

でしょう。

さらに、厚生労働省は2020年3月2日に、小学校の空き教室を活用し利用児童が過密状態にならないよう文部科学省とともに都道府県などへ通知しています。子ども同士の不要な接触を避けるため1メートル以上の間隔を空けて活動することなどが推奨されました。通知では、着席する場合に座席をひとつずつ空けて1列ごとに交互に座ることや、おやつや昼食の時間も同様に間隔を空けて食べるよう指示しています。また、1時間に1回程度、5〜10分程度窓を開けて換気するほか、子どもがよく触る箇所には1日1回以上消毒液を使って清掃することも指示されています。

そもそも、学童保育の国の基準は、子ども1人当たり1・65平方メートル以上と定められており、実質「1・65平方メートル×定員」の面積が最低基準になっている現状があります。これが「学童保育は狭い」と言われる要因です。しかし、今回の新型コロナウイルス（COVID-19）感染拡大防止対策においては、普段は国の基準で狭くしておきながら、非常時は子ども同士の間隔を空けなさいという物理的に不可能に近い要請がされたことになり、学童保育現場は大混乱したのです。

2 新潟市の対応

新潟市は、新型コロナウイルス（COVID-19）感染拡大防止対策に伴う一斉休校で負担が増えた学童保育の職員約1500人に対して、一人当たり1万円の一時金を支給しました。これは、限られたマンパワーで対応せざるを得ず長時間勤務など負担増となった職員への配慮でした。

新潟市の学童保育の利用児童者は約1万2千人（5月1日現在）です。小学校の一斉休校を受けて、開始時間を放課後から午前8時に繰り上げました。また、国の緊急事態宣言により再休校となった2020年4月23日からは、午前中は小学校の預かりで対応し、午後は学童保育で対応することになりましたが、2020年5月11日以降はふたたび午前8時開始に戻っています。

市内の学童保育には、公設が83か所、民間が28か所ありますが、臨時休校時の利用率はおよそ半数程度だったようです。これは、保護者が自主的に子どもを休ませて利用を控えた結果です。そのため、何とか子ども同士の間隔を空けながら、3密を避ける対応ができたのです。しかし、利用を控えた保護者は、仕事等と子育ての

両立を保つことに相当の工夫が必要だったと想定されますし、子どもたちも普段とは異なる過ごし方をしなければならぬストレスがあつたと想定されます。学童保育の職員も普段と非常時とのジレンマを実感したことでしょう。

まさに、保護者も子どもたちも学童保育も非常事態だったのです。

3 日本学童保育学会の緊急声明

私が関わっている日本学童保育学会の理事会では、2020年3月14日に「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急声明―学童保育を子どもたちと指導員の安全・安心を守る居場所とするために―」を発表しました。主な内容は、以下のとおりです。

①感染予防のためのマスク、消毒液等の物資を、国・自治体の責任で学童保育等の施設に一刻も早く支給してください。

②感染防止の対策を万全に取った上で、学校施設・公共施設の有効活用と学校教職員による協力体制を推進してください。

③学童保育の受け入れ時間拡大に伴う代替職員人件費、時間外労働賃金等、学童保育事業運営費の増加に見合った子育て支援交付金としてください。追加補助金30200円の加算では不十分です。

④子どもたちの安全を確保しその遊びと生活を保障するため、早急に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を改め、児童1人あたり施設面積1・65平方メートル以上とする基準を大幅に引き上げ、放課後児童クラブに配置される専任の放課後児童支援員を2名以上としてください（*2）。

（*1）放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（2014年4月30日厚生労働省令第63号）
（*2）小学校設置基準によれば、小学校の児童一人あたり校舎面積は概ね5〜6平方メートル以上です。放課後の児童に「適切な遊びと生活の場」を保障する学童保育の特性から小学校設置基準に準じた施設面積が求められます。

新型コロナウイルス（COVID-19）感染拡大防止対策として、政府が打ち出した全国小中高、特別支援学校への突然の休校要請は、学校現場にも学童保育にも大きな影響

を与えました。放課後の子どもの遊びと生活を保障する居場所としての学童保育は、子どもたちの親密な交わりが特徴であり、新型コロナウイルス（COVID-19）感染症へのリスク回避という点では、学校以上に危険な場所です。しかし、その面積基準は子ども一人あたり1・65平方メートル以上という低い基準のまま*1で、大規模化が放置され、職員不足などの課題も解決されていません。

十分な配慮を行ったとしても、子ども同士身体が触れあうことは避けられません。特別な配慮を必要とする子どもたちにあつてはなおのことです。今回の一斉休校措置により、子どもの居場所としての役割が学童保育に丸投げされました。

学童保育利用者にとつては、午前からの開所が不可欠です。午前中からの学童保育実施要請に現場の職員は懸命に対応しましたが、現実にはさまざまな混乱と困難が生じました。感染拡大防止対策が十分に取れない、職員不足ですぐに対応できない、午後しか実施できない、校舎の一部を緊急に開放したが支援体制が整っていない、小学校教員が支援に入ったが必ずしも有効な連携がとれていないなどです。学童保育の現場は戸

惑いと不安のなかで子どもたちに対応せざるをえないというのが実態でした。厚生労働省の対応は後手に回り、人員の支援も財政支援も極めて少なく、厳しい状況のなかで学童保育の運営が進められました。

この事態に際し、もっとも重要なことは学童保育に通う子どもたちの安全・安心を確保することです。消毒、清掃、子どもへの指導など感染防止のために行政と学童保育の現場ができることはすべて行う必要があります。

同時に、子どもたちの心の健康にも配慮することが求められます。学童保育の子どもたちは、のびのびと遊び、友だちや職員と心を通いあわせて気持ち満ちたされるなかで日々発達し、自立していきます。十分な感染拡大防止対策をしながら、可能な限り全ての施設が開放され、体育館や校庭・公園でのびのびと遊ぶことが保障されなければなりません。

また、学童保育実践を担う職員の健康にも特段の配慮が必要です。困難な環境の中での感染拡大防止対策への緊張とストレス、マンパワーが足りないことで休暇が取れず長期の時間外労働が常態化するなど、心身の健康を害することが懸念されます。

今回の緊急事態によって、学童保育を利用する子どもと保護者の権利と尊厳が守られ、子どもたちと職員の健康と安全が確保されとともに、普段から学童保育の運営と経営が安定的に維持できるよう公的・社会的支援が必要であることがあらためて浮き彫りになりました。

4 そのとき学童保育は子どもたちの安全・安心な居場所になったか

今回の出来事で、小学校が臨時休校になっても学童保育は開けるという前例ができたことになります。しかし、普段の最低基準と非常時の基準には乖離があり、とくに非常時の安全・安心な居場所となるための整備が不十分だったことも明らかになりました。現在は、通常の学童保育運営に戻っています。しかし、2020年8月には（短縮されたとはいえ）夏休みが控えています。さらに来年の冬のことには誰にもわかりません。今回の状況によって明らかになった国の基準の脆弱さを認識し、どのような事態にも対応可能な学童保育の基準を再度、検討しなおすタイミングでもあるのです。

（うえきしんいち・新潟県立大学子ども学科）